

奈良県告示第三百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年一月九日

奈良県知事 山下真

区域の名称 区域	土砂災害警戒区域		縦覧場所
	土砂災害特別警戒区域		
五條市大塔 ○五) 急傾 町宇井(○)	戒区域 ○四) 急傾 斜地崩壊警	五條市大塔 ○四) 急傾 町宇井(○)	区域の名称 区域 区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項
五條市大塔 ○五) 急傾 町宇井(○)	別警戒区域 斜地崩壊特 戒区域 ○四) 急傾 町宇井(○)	五條市大塔 ○四) 急傾 町宇井(○)	五條市大塔 ○四) 急傾 町宇井(○)
五條市大塔 ○五) 急傾 町宇井(○)	次の平面図 のとおり	次の平面図 のとおり	次の平面図 のとおり
奈良県五條 及び五條市 土木事務所	理課 役所危機管 土木事務所 及び五條市	奈良県五條	

斜地崩壊警 戒区域
斜地崩壊特 別警戒区域
役所危機管 理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。